

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立できる雇用環境を整備することであらゆる社員がその能力を十分に発揮できる働きやすい環境をつくるため、また社会全体としてより子育てしやすい環境づくりを目指していくことに資するため、次世代育成支援対策推進法に基づき次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023年4月1日から2028年3月31日までの5年間

2. 内容

【目標1】男女ともに、子が生まれた社員が育児休職又は育児を目的とした休暇をその取得可能期間において100%取得します。

(対策)

- ・計画期間を通じて、仕事と家庭の両立に関する制度について記載したガイドブックの内容を定期的に更新し、全社員へ周知する。
- ・男性社員に対して育児休職や育児を目的とした休暇の取得促進を継続的に行う。

【目標2】仕事と育児の両立を支援する制度等を充実させます。

(対策)

- ・仕事と育児の両立をより一層支援するための制度等の充実を図る。

【目標3】女性が能力を発揮しやすい職場風土を醸成します。

(対策)

- ・女性社員を対象としたキャリアイメージ形成を支援するための研修や、管理職等を対象とした女性がより活躍しやすい職場風土の醸成を促す研修等を実施する。

【目標4】働き方の見直しに資する取り組みを推進します。

(対策)

- ・年次有給休暇の取得促進を図り、計画期間中の取得率を80%以上とする。

【目標5】企業活動を通じ地域の子育て支援を推進・拡充します。

(対策)

- ・子どもを対象としたイベントやキャンペーンの実施、子育て家庭に配慮したサービスの提供等を推進・拡充する。